

10月の請求書は10%？

衆議院の解散が見送られる報道が相次ぎ、消費税の増税が確実視されてきました。増税とともに導入される軽減税率に伴い、レジの対応など進んできているかと思います。今月はすべての会社に関係する9月から10月の消費税切り替え時の請求書の発行についてです。

I 消費税の税率の判断について

消費税は売上にかかる消費税の預かり額から仕入にかかる消費税の支払い額を引いて納税額を計算します。預った消費税が8%か、10%かは原則として「資産の譲渡、貸付、役務の提供が行われた時」とされています。これは**物の引渡しを伴う譲渡については、その物を引渡した『時』をいい、物の引渡しを伴わない役務の提供(サービス)については、そのサービス提供が完了した『時』を指します。**この『時』が9月以前にあれば、消費税の税率は8%となり、10月以降となれば10%(軽減税率対象品目を除く)となります。

II 10月の請求書はすべて10%？

消費税の税率の判断については、上記の原則通りとなりますので、**例えば10/20締の請求書の場合、9/21～9/30までに納品、サービス提供完了したものについては消費税率を8%として計算し、10/1以降の納品、サービス提供完了については消費税率を10%として、表示を分けて請求書を作成する必要があります。**10/20締の請求書だからといって、すべてを10%とする取り扱い認められません。当然ですが、未締であれば、9月分の請求書は8%、10月分の請求書は10%です。

III 食品だけだから、請求書を分ける必要がない？

「当社は食品だけだから、10月以降も軽減税率の8%で9月、10月分ける必要がないよね」
実はこれも誤りです。**増税前の『8%』は国税6.3%、地方税1.7%で構成されており、増税後の軽減税率『8%』は国税6.24%、地方税1.76%で構成されています。**消費税の申告書においては、9月までの『8%』と10月以降の軽減税率『8%』の取引を**分けて申告しなければいけない**のです。
自社の申告時には9月分までと10月以降分を分ける必要がありますが、請求書を受け取る得意先も区別して申告をする必要があり、**未締以外の請求書で9月分と10月分がわからない8%として請求書を送ってしまうと、9月分と10月分を区分してくれ、と得意先からの問い合わせが相次ぐかもしれません。**ご注意ください。

IV 消費税8%のうちに売ったほうがおトク？

9月中に仕入れた際には8%で、売るときが10月だと10%で損してしまうのではないかと、思われる方、売り急がないでください。消費税は預かり金ですので、以下のように得も損もありません。

売上	10,000	10,000
1 預かり消費税	800	1,000
仕入	8,000	8,000
2 支払い消費税	640	640
粗利益	2,000	2,000
入金一支払	2,160	2,360
1-2 消費税納税	160	360
納税後残金	2,000	2,000

納税後の手元に
残るお金は同じ

V 実務上の対応について

ご紹介したように、実務上は請求書を9月分と10月分に分ける必要があります。しかし、消費税10%には対応しているが、1枚の請求書上で2つの税率を表示できない場合もあるかと思います。その場合には、**9月中の納品等の請求書と10月中の納品等の請求書を分けて発行し、鑑(合計表)をもう1枚つける**という方法があります。増税時期の1か月だけですので、負担の少ない方法でご対応ください。

